

答 申 の 概 要 - 諮問第 115 号 (県営住宅家賃再認定関係書類) -

件 名	県営住宅家賃再認定関係書類の非開示決定に対する異議申立て
対象公文書	平成 12 年 3 月 27 日決裁の起案文書「県営住宅入居者収入再認定について」
非開示理由	条例第 7 条第 2 号 (個人情報)
実 施 機 関	知事 (土木部熱海土木事務所)
諮 問 期 日	平成 14 年 3 月 4 日
主 な 論 点	情報公開条例において、自己情報の開示請求について特別の配慮が必要か。

審査会の結論

本件公文書を非開示とした静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 条例第 7 条第 2 号 (個人情報) 該当性

本件公文書は、異議申立人から収入認定に関する意見書の提出を受けて、異議申立人の収入を再認定するとともに、再認定した収入、それに基づく家賃等を異議申立人に通知するための事務に係るものであり、特定の個人について収入再認定等を行ったことを明らかにするものであることから、全体として条例第 7 条第 2 号本文に規定する特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報に該当し、非開示とすべきものと認められる。

2 条例第 8 条第 2 項 (部分開示) の規定の適用について

条例第 8 条第 2 項は、条例第 7 条第 2 号に該当する情報であっても、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分 (以下「個人識別部分」という。) を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人識別部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。

しかし、本件開示請求は、特定の個人を指定して行われたものと認められることから、個人識別部分を除いたとしても、個人識別性を除くことはできないため、本件公文書においては、条例第 8 条第 2 項による部分開示はできず、非開示が妥当である。

3 本人による自己情報の開示請求について

条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求の目的を問わず等しく開示請求を認めるものである。したがって、開示、非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含めて、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は考慮されないものである。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、条例第 7 条第 2 号ただし書アからウまでに該当する場合を除き、これを非開示とするのみで、本人からの開示請求であった場合について条例が特段の規定を設けていないことから明らかである。

したがって、本人の自己情報であっても、条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報に該当するものである。